

令和3年

桑折町農業委員会会議録

第11回総会

令和3年11月15日

桑折町農業委員会

桑折町農業委員会総会

1. 日 時 令和3年11月15日 午後2時45分

2. 場 所 桑折町役場 第1会議室

3. 応召委員 次のとおりです。

1 古川 清	2 蓬田 浩幸
3 氏家 浩	4 浅野 国英
5 朽木 泰男	6 高橋 貢
7 佐藤 親	8 小野 策七
9 佐藤 徳雄	10 浅尾 日出夫

農地利用最適化推進委員

伊達崎 亀岡 範彦 北半田 早田 與喜治
谷地 渡辺 政一

4. 本日の議事に参加した委員は、上記応召委員10名及び、農業委員の要求により出席した農地利用最適化推進委員3名です。

5. 総会日程

第1 議事録署名人の指名

第2 報告第9号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について

議案第28号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第29号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

6. 本日の会議に出席した農業委員会事務局職員は次のとおりです。

事務局長 八巻 靖之
係長 松原 義行
主任主査 鈴木 克仁

7. 本会議開会宣言

(桑折町農業委員会会議規則により会長が議長となる)

会 長

ただ今から令和3年第11回総会を開会いたします。

本日の出席委員は10名中10名です。在任する委員の過半数が出席しており、桑折町農業委員会会議規則第8条の規定により、総会は成立しております。

まず、総会日程第1の議事録署名委員を指名いたします。

桑折町農業委員会会議規則第19条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なし)

会 長

それでは議事録署名委員を指名いたします。

6番 高橋 貢 委員

7番 佐藤 親 委員 を指名いたします。

会 長

それでは、総会日程第2の報告第9号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について」を提案いたします。事務局に内容の説明を求めます。

事務局

【報告第9号 農地法第5条届出 整理番号1を朗読後、説明】

市街化区域内の農地について、1件の届出がありました。

内容確認のうえ添付書類も完備しており、事務処理規定に基づき専決により受理したため報告します。

会 長

ただいまの報告第9号について、発言のある方は挙手をお願いします。

(質問発言なし)

会 長

特に発言がないようですので、以上で報告第9号を終わります。

次に、議案第28号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたしますが、議事参与の制限の関係で、分けて審議することにご異議ありませんか。

(異議なし)

会 長

それでは、整理番号2について、事務局に内容の説明を求めます。

事務局

【議案第28号、農地法第3条 整理番号2を朗読後、説明】

詳細につきましては、議案書・農地法第3条調査書及び協議会で説明したとおり、利用できるものが限られている農地です。

整理番号2については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

会 長

ただいまの説明に関連して、地区担当である 渡辺 政一 推進委員から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

渡辺委員

整理番号2について、現地を確認してきました。

申請地は北、南側は住宅に面しております。

申請地は現在、草刈り程度の管理であり、作付けがなされておりません。

現状は屋敷と水路によって分断された農地であり、譲受人の住宅に隣接している狭く小さな農地です。

譲渡人側には水路があり、段差があることから利用が難しい場所です。

今回、本件の権利取得により、譲渡人が耕作することで状況がよくなると見込まれます。

なお、屋敷に挟まれている農地のため、本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと思います。

会 長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

(質問発言なし)

会 長 質疑なしと認めます。以上で、質疑を終了いたします。それでは採決いたします。

整理番号2について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

会 長 全員賛成ですので、整理番号2は、原案のとおり決定いたしました。
整理番号3については、1番 古川 清 委員が関係人となっておりますので、桑折町農業委員会会議規則第16条の規定による議事参与の制限により、整理番号3の審議開始から終了まで退席をお願いいたします。

(4番 古川 清 委員 退席)

会 長 整理番号3について、事務局に内容の説明を求めます。

事務局 **【議案第28号、農地法第3条、整理番号3を朗読後、説明】**
詳細につきましては、議案書・農地法第3条調査書及び協議会で説明したとおり、隣接している所有地と一体化で耕作が可能な農地です。
整理番号3については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

会 長 ただいまの説明に関連して、地区担当である 早田 與喜治 推進委員から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

早田委員 整理番号3について、現地を確認してきました。

申請地は、畑として利用されている農地であり、譲受人の樹園地に隣接しております。

これまで、譲受人の樹園地を通して耕作されていた農地のため、譲渡人、譲受人とも不便であった農地です。

今回の申請により、樹園地として一体的に耕作が可能となるため、農作業に支障が生じることはありません。

今回、本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと思います。

会 長

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

(質問発言なし)

会 長

質疑なしと認めます。以上で、質疑を終了いたします。それでは採決いたします。

整理番号3について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

会 長

全員賛成ですので、整理番号3は、原案のとおり決定いたしました。

(1番 古川 清 委員 入室し着席)

会 長

次に、議案第29号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたしますが、件数が多いことと、議事参与の制限の関係で、分けて審議することにご異議ありませんか。

(異議なし)

会 長 それでは先に、所有権移転を審議いたします。整理番号4から6について、事務局に内容の説明を求めます。

事務局 【議案第29号、農業経営基盤強化促進法 整理番号4から6（所有権移転）朗読後、説明】

 詳細につきましては、協議会での説明及び議案書のとおりです。

 以上、桑折町長より計画の決定を求められた案件です。現地調査の結果、計画の内容については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

会 長 ただいまの説明に関連して、整理番号4の地区担当である 早田 與喜治 推進委員から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

早田委員 整理番号4について、現地を確認してきました。

 申請地は譲渡人が今季まで耕作していた一町歩を超える田です。事務局からも説明がありましたが、果樹中心の経営にすること、また、自宅と申請地との往復に係る費用対効果を考え、手放したいとのこと。譲受人は周辺農地を耕作していることから売買がまとまったと聞いています。水稻を栽培することで、同一地区内に農地を集積することとなるため、効率性の向上と経営規模の拡大が図られると思われま。

 また、本件の権利取得による周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保も田として維持管理していくということなので、支障はないと考えます。

会 長 ありがとうございました。続いて整理番号5と6の地区担当である 亀岡 範彦 推進委員から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

亀岡委員 整理番号5と6の現地を確認してきました。

 双方の申請地は、共に同じ譲受人が以前から借り受けしている農地で、

自己所有農地と隣接しており、それぞれ水稻、桃を栽培することで、農地の集積につながると考え、効率性の向上も図られると思われま

以上、2件の権利取得による周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保については、田、樹園地として、維持管理していくということなので、支障はないと考えます。

会 長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

(質問発言なし)

会 長 質疑なしと認めます。以上で、質疑を終了いたします。それでは採決いたします。

整理番号4から6について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

会 長 全員賛成ですので、整理番号4から6は、原案のとおり決定いたしました。

次に、利用権設定を審議いたします。議事参与の制限の関係で、整理番号7から30、36から57を、先に審議いたします。事務局に内容の説明を求めます。

事務局 **【議案第29号、農業経営基盤強化促進法 整理版番号7から30、36から57（利用権設定）朗読後、説明】**

詳細につきましては、協議会での説明及び議案書のとおりです。

桑折町長から設定を求められた、整理番号7から30、36から57の計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

会 長

これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

(質問発言なし)

会 長

質疑なしと認めます。以上で、質疑を終了いたします。それでは採決いたします。

整理番号7から30、36から57について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

会 長

全員賛成ですので、整理番号7から30、36から57について、原案のとおり決定いたしました。

次に、整理番号31については、4番 浅野 国英 委員が賃借人となっていますので、桑折町農業委員会会議規則第16条の規定による議事参与の制限により、整理番号31の審議開始から終了まで退席をお願いいたします。

(4番 浅野国英 委員 退席)

会 長

整理番号31について、事務局に内容の説明を求めます。

事務局

【議案第29号、農業経営基盤強化促進法 整理番号31（利用権設定）朗読後、説明】

詳細につきましては、協議会での説明及び協議書のとおりです。

桑折町長から決定を求められた、整理番号31の計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

会 長

これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

(質問発言なし)

会 長 質疑なしと認めます。以上で、質疑を終了いたします。それでは採決いたします。

整理番号31について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

会 長 全員賛成ですので、整理番号31は原案のとおり決定いたしました。

(4番 浅野国英 委員 入室し着席)

会 長 次に、整理番号32から35については、7番 佐藤 親 委員が賃借人となっていますので、桑折町農業委員会会議規則第16条の規定による議事参与の制限により、整理番号32から35の審議開始から終了まで退席をお願いいたします。

(7番 佐藤 親 委員 退席)

会 長 整理番号32から35について、事務局に内容の説明を求めます。

事務局 **【議案第29号、農業経営基盤強化促進法 整理番号32から35（利用権設定）朗読後、説明】**

詳細につきましては、協議会での説明及び議案書のとおりです。

桑折町長から決定を求められた、整理番号32から35の計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

会 長 これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

(質問発言なし)

会 長 質疑なしと認めます。以上で、質疑を終了いたします。それでは採決いたします。

整理番号32から35について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

会 長 全員賛成ですので、整理番号32から35は原案のとおり決定いたしました。

(7番 佐藤 親 委員 入室し着席)

会 長 以上を持ちまして、11月総会に提出されました案件は全部終了いたしました。

令和3年第11回総会を閉会いたします。

閉 会 (午後3時00分)

上記会議の経過を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

令和3年11月15日

桑折町農業委員会会長

桑折町農業委員会議事録署名人

桑折町農業委員会議事録署名人